

令和8年度特定健康診査受診率向上対策事業業務委託仕様書

1. 業務の名称

令和8年度 特定健康診査受診率向上対策事業業務委託

2. 業務の目的

川西町国民健康保険では、被保険者の健康の維持・増進及び長期的な医療費の抑制のため、「第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画」を策定し、保健事業を実施している。

その中でも特定健康診査（以下「特定健診」という。）の受診率の向上は重要な課題として位置づけられているが、川西町の令和6年度の特定健診の受診率は29.3%であり、国の設定する令和11年度に保険者（市町村国保）の受診率60%以上という目標値との乖離は大きい。本計画の実現のために、特定健診の未受診者及び継続受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、確実に実施することを目的とする。

3. 業務の期間

契約締結の日から令和9年3月25日まで

4. 業務の内容

川西町（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する業務は次のとおりとする。

(1) 甲が行う業務

関係データ等の提供

- ① 甲は委託業務に使用するため、健診結果データ等を乙に提供する。
- ② データの提供に当たっては、原則として、甲から乙へLGWANを通じて提供するものとする。
- ③ ②の運用ができない場合は、乙が指定する追跡可能な配送サービス（レターパックプラス、書留、特定記録郵便、ゆうパック等）またはセキュリティの担保されたファイル共有サービスの利用により甲乙間でデータの授受を行う。
- ④ ②、③とも運用ができない場合は、甲乙協議の上、個別に提供方法を定める。

(2) 乙が行う業務

① データ分析業務

乙は前項により甲が提供するデータ等について、人工知能等を用いて効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

a データ分析を可能にするためのデータ加工業務

甲から提供される各データファイルを統合し、可能な限り欠損している値に関してはそれを埋める等、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

b 受診勧奨すべき対象者の特定業務

データ分析により、健診対象者ごとの健診受診の予測値（受診確率）を算出する等し、受診勧奨すべき対象者を特定する。

c 受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務

bにより特定した「受診勧奨すべき対象者」を、過去の特定健診受診状況や健康意識、行動特性等により分析し、対象者の特徴別に5つ以上のグループに分類する。

d 受診勧奨対象者の決定業務

健診対象者の健診受診の予測値（受診確率）及び健康意識等による個別特徴を加味し、通知勧奨の対象人数に合わせて、①受診勧奨すべき対象者を特定し、②その対象者が属するグループに適した受診勧奨メッセージを作成する。これに対する甲の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。

e 個人情報の廃棄等

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報（乙が自ら収集した個人情報を除く。）が記録された資料または媒体等を、この契約の有効期間終了後6ヶ月以内に廃棄（第三者へ廃棄を委託する場合を含む。）する。

② 通知による受診勧奨業務

乙は（1）に定めるデータ分析の結果を基に、次のとおり受診勧奨を実施する。

a 対象者

分析により全健診対象者の中から特定した受診勧奨すべき対象者のうち、甲が合意した者

b 通知物の内容

通知物（受診勧奨用資材）については、勧奨対象者の特性に合わせた最適な通知の内容であり、行動変容を促す手法や前年度に特定健診を受診している医療機関を印字できる箇所を設けるなど受診率向上のための工夫を加えた受診勧奨メッセージでの通知物を5種類以上作成する。

c 通知物の印刷

甲が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した通知物を圧着形式のはがき、リーフレット、単版はがき又は封書の形式で印刷する。

d 通知物の宛名印字

宛名印字に関しては甲の意向により漢字又はカナ印字にて行う。
乙の指定する形式の外字ファイルを提供できる場合、外字への変換を対応する。
漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。
この際、転居情報等は、甲が提供する情報に全て反映されているものとする。

e 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、甲に事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正を実施するが、その回数は原則3回とする。

f 受診勧奨対象者の最終決定

既健診受診者等の除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則、発送日の約2週間前までに甲が乙へ提供する。

g サンプル納品

通知物発送後速やかに、甲に対し各10部のサンプルを納品する。
甲が追加でサンプルを必要とする場合の費用等については、甲及び乙が協議の上で決定する。

③ 報告及びその他業務

乙は委託期間中、以下の報告等を行う。

a 年度末報告業務

委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等（全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率を年間及び月別の集計を含む）について効果検証を実施し、その結果を甲に対し報告を行う。

また、上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、甲に提案を行う。

b 報告書の作成・納品方法

乙は甲に対して、報告書を成果物として PDF 形式でデータ納品を行う。

c その他必要とされる業務

甲の取り組み状況に応じて必要と考えられる事業を提案し、甲との同意のもと実施する。この契約内容に定めのない事業の実施を検討する場合は、甲及び乙の協議にて単価等を設定し実施する。

(3) 甲・乙が行う業務

- ① 委託業務の開始に当たり、甲・乙は委託業務の詳細を決定する打合せを実施する。
- ② 打合せ場所や日時、方法については、甲及び乙が協議の上で決定する。

5 その他の特記事項

- ① 乙は国民健康保険団体連合会からの委託による受診率向上事業実施の実績を有するものとする。
- ② 乙は甲が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処する。
- ③ 委託業務により生じた成果物（通知物のデザイン等を含むがこれに限らない。）に対する知的財産権は、乙に帰属するものとする。ただし、甲は、本契約の期間中、甲乙協議のうえ、乙の定める条件に従って当該成果物を無償で使用することができる。また、甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、成果物を改変、公表等するにあたっては、事前に乙の承諾を得るものとする。
- ④ 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報や記録された資料等をこの契約に基づく利用目的以外に利用又は複製等をしてはならない。なお、この規定は、他の規定に優先して適用されるものとする。
- ⑤ その他、業務仕様書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定める。